

本日の会議に付した事件

平成23年第3回山元町議会定例会（第1日目）

平成23年9月12日（月）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 提出議案の説明
- 報告第14号 平成22年度決算山元町健全化判断比率について
- 報告第15号 平成22年度決算山元町公営企業経営健全化判断比率について
- 報告第16号 専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）
- 承認第25号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度山元町一般会計暫定補正予算・専決第1号）
- 同意第 1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 同意第 2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 同意第 3号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 認定第 1号 平成22年度山元町一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2号 平成22年度山元町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 3号 平成22年度山元町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 4号 平成22年度山元町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 5号 平成22年度山元町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 6号 平成22年度山元町水道事業会計決算認定について
- 認定第 7号 平成22年度山元町下水道事業会計決算認定について
- 議案第42号 山元町地区計画等の案の作成手続に関する条例
- 議案第43号 山元町東日本大震災復興基金条例
- 議案第44号 山元町町税条例の一部を改正する条例
- 議案第45号 平成23年東日本大震災による災害被害者に対する山元町町税の減免に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第46号 山元町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第47号 平成23年度山元町一般会計予算

- 議案第48号 平成23年度山元町国民健康保険事業特別会計予算
議案第49号 平成23年度山元町後期高齢者医療特別会計予算
議案第50号 平成23年度山元町介護保険事業特別会計予算
議案第51号 平成23年度亘理地域介護認定審査会特別会計予算
議案第52号 平成23年度山元町水道事業会計予算
議案第53号 平成23年度山元町下水道事業会計予算

日程第4 請願第2号 「JR常磐線山下駅・亘理間早期開通促進」に関する請願

午前10時00分 開 議

議 長（佐藤晋也君）おはようございます。ただ今から、平成23年第3回山元町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

代表監査委員阿部武郎君から、本日の会議を欠席する旨の届け出があります。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

議 長（佐藤晋也君）日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第117条の規定によって7番佐藤智之君、8番遠藤龍之君を指名します。

議 長（佐藤晋也君）日程第2. 会期決定の件を議題といたします。

事務局長にお手元に配布しております会期日程（案）を朗読させます。

〔局長朗読〕

〔会期日程（案）は別添のとおり〕

議 長（佐藤晋也君）お諮りします。

本定例会の会期は、会期日程（案）のとおり、本日から9月30日までの19日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤晋也君）異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から9月30日までの19日間に決定しました。

議 長（佐藤晋也君）これから、議長諸報告を行います。事務局長にお手元に配布しております報告書を朗読させます。

〔局長朗読〕

〔議長諸報告は別添のとおり〕

議 長（佐藤晋也君）これで、議長諸報告を終わります。

議 長（佐藤晋也君）日程第3. これから提出議案の説明を求めます。

この際、報告第1号から報告第3号までの3件、承認第25号、同意第1号から同意3号までの3件、諮問第1号、認定第1号から認定第7号までの7件、議案第42号から議案第53号までの12件、以上27件を一括議題とします。

町長齋藤俊夫君登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい。本日、ここに、平成23年第3回山元町議会定例会が開会され、平成22年度各種会計の決算認定を初め、平成23年度の本予算案並びに各種提出議案を御審議頂くにあたり、各議案の概要等をご説明申し上げ、議員各位の一層のご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

初めに、あの忌まわしい大震災の発生から5か月目となる8月11日に、本町で犠牲になられた方々の御霊を慰めるとともに、町の再生を誓うため、山元町合同慰霊祭を執り行いました。慰霊祭の会場となった山下中学校には、ご遺族を初め、ご親族並びにご来賓の皆様を含め、総勢約1,600名の多くの方々のご参列をいただき、改めて、被災された方々の悲しみの大きさを再確認するとともに、新たな町の復興・再生に向け、全力で取り組んで行かなければならないという思いを強くしたところであります。

さて、大震災から、早6か月目を迎える本町の被害の状況について申し上げます。

8月末日現在、町内で犠牲になられた方は670名を数えております。また、町民で犠牲となられた方は、遺体未発見のまま死亡届を提出されている17名を含め、614名に上っております。

なお、行方不明者数については、6月定例議会以降、59名の方々の身元が判明いたしました。死亡届を提出された17名を含む21名の方が、未だに行方不明のままとなっており、ご家族のご心情を察すると余りあるものがございます。なお、本町といたしましても、引き続き、警察関係機関等と連携を図りながら、行方不明となっている方々の早期発見に全力をあげてまいりたいと考えております。

次に、家屋の被害数であります。精査が進んだことから、新たに11棟が加わった結果、流出家屋等は、計1,013棟となり、全・半壊の合計は3,262棟に上っております。

さらに、本町の被害総額は、去る6月定例議会で御報告した約804億円から各分野の調査結果により約789億円増加し、8月末時点で、約1,593億円と試算しております。

その増加分の主な内訳は、公的施設関係では、亘理名取共立衛生処理組合の亘理清掃センターで17億4,000万円、漁業施設関連では、漁協事務所など約4,000万円、沿岸部保安林関係については、8億4,000万円と試算しております。

また、民間施設等では、店舗等の商工業関連で、25億2,000万円、住宅被害については、県の単価に基づき試算した結果、731億4,000万円となっており、その他の施設等の被害額については、現在も調査中であり今後、判明し次第、順次ご報告申し上げます。

次に、目下の災害復旧対策の状況について申し上げます。

応急復旧対策については、当初、相当混乱した中にありながらも、陸上自衛隊や他自治体の応援、さらには、県を初め各種関係機関等との調整や被災者支援システムの導入などによって、瓦れき処理や当座の生活再建のための現金支給、仮設住宅の入居など、他の被災市町と遜色ない一定の成果を確保してきたものと考えております。

次に、公共施設等の復旧状況ですが、公共土木施設及び農業用施設の査定申請見込み額は合せて、約480か所、約660億9,000万円となっており、6月下旬から、国の災害査定を受けておりますが、12月までには査定を終え、その後順次、復旧工事

に着手する予定となっております。

また、被災した義務教育施設の復旧についても、年内中に査定が終了する見込みとなっており、その後具体的な復旧設計を行う予定であります。消防施設災害復旧については、流出した防災無線屋外子局10か所のうち、避難指示区域を早期に解除するため、沿岸北部地区の2箇所の仮復旧を終え、残り南部地区の8か所を、10月上旬を目標に仮復旧できるよう作業を進めているところであります。

次に、避難の状況であります。去る6月定例会では、7月下旬には避難者全員が応急仮設住宅に入居できる見込みとご説明しておりましたが、入居申込みの駆け込み需要の増など、諸般の事情から、最終的には、お盆前の8月13日から応急仮設住宅への入居が可能となったところであります。

これによって、避難者の皆様には、長期間に亘る避難所生活から解放されるとともに、自立に向けた環境作りのスタートラインにつくことが出来たものと考えており、生活再建の段階としての一定の目標は達成できたものと認識しております。

また、この応急仮設住宅建設や瓦れき置場用地等の確保にあたりましては、用地の多くを民有地に求めざるを得ないこととなりましたが、快く広大な私有地を無償でご提供いただいた地権者の皆様には、改めてこの席をお借りして厚く感謝の意を表すものであります。

次に、避難指示区域の一部解除についてであります。先月末に牛橋区から笠野区までの間の5メートルに嵩上げた海岸仮堤防が、暫定完成するとともに、防災行政無線の仮復旧により、一定の安全確保が図られたことから、9月1日をもって牛橋区、花釜区、笠野区、浅生原区及び高瀬区の一部区域について、避難指示の解除をしたところであります。

この区域の皆様には、長期の避難生活が続く中、被災したご自宅の状況等も確認できないなど、大変なご心労などをお掛けいたしました。避難指示の解除により、居住が可能となることに併せ、半壊など残存家屋の応急修理等の制度活用も可能となったところであります。

しかしながら、先の6月定例会の際にもご説明しておりますとおり、今後、震災復興基本方針に基づいた土地利用構想により、住宅の新築・増改築などについては、一定の建築制限をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、復興対策の進捗状況について申し上げます。

今後の復興対策の基本となる復興基本方針につきましては、6月末に実施した住民アンケートの結果や震災復興会議及び震災復興有識者会議からの意見を踏まえ、「災害に強く、安全・安心に暮らせるまちづくり」、「だれもが住みたくなるようなまちづくり」、「つながりを大切にするまちづくり」を基本理念とした「山元町震災復興基本方針」を8月4日に決定したところであります。

その基本方針を踏まえた土地利用構想案とその実現手法案を、再度、震災復興会議や震災復興有識者会議に諮った上で、この土地利用構想案をお示ししながら、震災復興計画に対する意見聴取をするための町民説明会の開催や、今後の住まいに関する被災者の意向調査を実施したところでございます。

今後は、国・県やJR等と計画構想の実現に向け、鋭意各種協議を進めるなど、本年

中に山元町震災復興計画をお示しできるよう取り組んでまいり所存であります。

次に、今後の被災者支援及び町政運営について申し上げます。

初めに、被災者支援についてであります。町内の一次避難所から町内仮設住宅に入居が完了したことに伴い、まず、社会問題化している中高年層の単身入居者等の孤独死や身体機能の低下に対処するため、中山熊野堂の仮設住宅団地内に、山元町地域サポートセンターを整備し、配食サービス、交流の場づくり等の支援を行ってまいります。さらに、広く各種支援サービスの調整等を行うため、専任の仮設住宅支援担当を保健福祉課に設けるとともに、関係者で構成する山元町応急仮設住宅等連絡会を設置し、一層の支援体制の強化にも努めてまいります。

次に、町政運営についてであります。私は、当初「人口減少」、「少子高齢化」等の課題に対し、これらの解決に向け新たなまちづくりに取り組むべく、第5次長期総合計画を策定中でありましたが、今回の大震災によって、中断を余儀なくされました。

大震災によって、可住地の60パーセント以上に被害を受けるとともに、人口も6か月間で、犠牲者614名を含む約2,000人の減となるなど、本町の取り巻く現状は、以前に増して危機的状況にあります。

このような状況下にあって、町民の皆様「希望」と「活力」を取り戻していただくため、現在、策定を進めている山元町震災復興計画は、単に震災からの「復旧」計画だけではなく、従来の課題をも同時に解決する「総合計画」と位置づけ、「チーム山元」として町全体で成し遂げる、新たなまちづくりの道筋を示すものとしてまいります。

この計画に基づき、今後ともスピード感をもって、当面の生活再建に万全を期すことはもちろんのこと、さらには百年後の我々の子孫も安心して住み続けられるような、まちづくりに全力で取り組んでまいります。

また、本町は、津波という自然の脅威から大きなダメージを受ける一方で、真庭地区を初めとする丘通り地区の多くの町民から温かいご支援をいただくなど、人が人を思いやる強く固い心の絆の恩恵と重要性を強く再認識させられました。

復興にあたっては、この人と人の絆や、相互扶助の力を発揮するコミュニティを最大限に活かす「チーム山元」の精神を積極的に取り入れるとともに、近隣市町村を初め、全国の自治体などとの絆も大切に、段階を踏まえつつも、できるだけ早期に成し遂げられるよう全力を挙げてまいりたいと考えております。

以上であります。議会の皆様とは、大震災災害対策調査特別委員会等を通じて、適宜、適切に協議等を重ねてまいりたいと考えておりますので、今後ともご支援賜りますよう、よろしくごお願い申し上げます。

それでは、本定例会においてご審議をいただく各議案の概要についてご説明申し上げます。

初めに、報告及び承認関係についてご説明申し上げます。

報告第14号及び第15号については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、監査委員の意見を付して報告するものであり、報告第16号については、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分いたしましたので報告するものであります。

承認第25号については、8月11日に実施した山元町合同慰霊祭開催に要する経費や、仮設住宅における孤独死等の被災者の支援を実施する、地域サポート拠点事業に要

する経費及び、災害援護資金貸付金に要する経費、並びにゴミ集積所設置に要する経費など、仮設住宅建設完了に伴い、県からの内示もあり、緊急に実施する必要性が生じたことから、これらに要する当面の所要額を専決処分したものであります。

なお、その財源としては、国県支出金及び雑収入の追加が主なものであり、最終的な財源調整を財政調整基金取崩しの増額をもって対応した結果、歳入歳出それぞれ9,000万円を追加し、総額を181億8,000万円とするものであります。

続いて、予算関係議案についてご説明申し上げます。

初めに、本年度の一般会計を初めとする各種特別会計及び、公営企業会計予算については、平成23年第1回議会定例会が大震災により、会期中で閉会を余儀なくされ、平成23年度各種会計当初予算案が廃案となったところであります。

しかしながら、行政の継続性確保や大震災に対処するため、平成23年第2回臨時議会において、政策的予算を除く義務的経費や、災害応急対策関連経費及び災害弔慰金等について、6か月間の必要経費を暫定予算として編成し、専決処分したものについて、議員の皆様のご承認をいただいたところであります。

また、その後の暫定予算の補正等についても、その都度、ご説明しご可決を賜ってきたところであります。

以上、経緯を踏まえ、今定例会において、暫定予算を年間予算である本予算に組み替えるにあたりましては、災害対策を最優先に措置するとともに、暫定予算において計上したものは引き続き措置することとしたところであります。

まず、義務的経費については、これまでの予算執行状況と今後の執行見込みを勘案し、必要額を計上したところであります。また、政策的経費については、少子化対策経費等、一部を除き、被災者支援、災害復旧と関連する事業以外は休止若しくは廃止とし、災害応急対策関連経費についてのみ今回追加しているところであります。

以上、各会計における本予算については、今回追加した主な事業等を中心にご説明申し上げます。また、各種会計予算には、決算に伴う繰越金等の関連項目を計上していることから、当初予算と比較した場合、増減額が大幅増額と表示される場合もありますので、予めご理解のほどよろしく御願ひ申し上げます。

それでは、議案第47号における歳出予算からご説明申し上げます。まず、総務費関係においては、災害関連業務増加に伴い他自治体応援職員に要する経費を措置するとともに、財産管理費においては、仮設庁舎に係るリースに要する経費及び、全国から寄せられた復旧・復興に対する寄附金を有効活用するため、山元町東日本大震災復興基金創設に伴う積立金を措置しております。

また、企画費では、山元町震災復興計画や国土利用計画の策定に要する経費を措置するとともに、町民バス事業費において、町民バス運行改善を図るための調査に要する経費を措置しております。

さらに、定住促進対策費において、定住促進対策事業補助金を措置するとともに、徴税費では、震災による固定資産評価の見直しに要する経費を措置しております。

民生費関係では、児童福祉費において、震災により避難した被災児童の町外保育所入所に要する経費を追加するとともに、災害救助費において、応急仮設住宅集会所用品等の購入に要する経費を措置しております。

衛生費関係では、上水道事業会計に対し、公営企業災害復旧繰出し基準に基づく補助

に要する経費を措置しております。

労働費関係では、重点分野雇用創造事業により5名分の雇用を確保し、臨時災害対策FM放送（りんごラジオ）事業に要する経費を措置しております。

農林水産業費関係では、国営かんがい排水事業等の事業実施が確定したことから、各種負担金補助金に要する経費について措置しております。また、農業振興費においては、福島第一原発事故に伴う農畜産物の検査が需要に対して追いつかないことから、JAみやぎ互理農業協同組合が導入する、検査測定器購入事業に助成するために要する経費を措置しております。

さらに、農業復興推進費を新規に設け、いちご生産経営再建を支援する東日本大震災農業生産対策事業に要する経費や、農業経営再開のため支援金を交付する被災農家経営再開支援事業に要する経費を措置しております。

商工費では、中小企業基盤整備機構が事業活動の再開を目指す、町内の被災中小企業を支援するため、仮設店舗を整備するのに合わせ、この開設に必要な長机・椅子等の備品整備を支援に要する経費を措置するものであります。

土木費関係では、応急仮設住宅入居者の利用頻度が高い町道の維持管理、及び改良等に要する経費や、下水道管理費において、公営企業災害復旧事業繰出し基準に基づく補助に要する経費を措置するものであります。

教育費関係では、被災した小学校2校を除く、町内各小中学校にエアコンの設置に要する経費や、坂元小学校講堂改築に向け、基本設計業務委託に要する経費を措置するとともに、中央公民館施設の設備改修に要する経費や公民館図書室充実化事業（光をそそぐ交付金事業）に要する経費を措置するものであります。

災害復旧事業費関係では、補助災害復旧事業査定に向けた調査設計業務委託に要する経費や、公共土木及び農業施設単独災害復旧として、避難指示区域の解除に伴う、町道等の仮舗装及び用排水路等の浚渫等に要する経費を措置するものであります。

債務負担行為につきましては、住民記録システム等改修業務委託に要する経費、中小企業振興資金の融資に係る損失補償に要する経費について、それぞれ、期間及び限度額を定めるものであります。

次に歳入予算についてであります。町税については、大震災による減免措置を実施することから、全体で約2億6,000万円の減となる見込みとなっております。地方譲与税については、前年度の決算額が確定していることから、これを基に再計算し計上しております。また、普通交付税については、本年度の本算定により交付額がほぼ確定したことから、これをもとに実額にて計上したところであります。

さらに、国県支出金や使用料手数料などの特定財源についても、大震災に係る国の制度等を活用し、見込み可能な限りの財源を計上しております。

また、地方債においては、臨時財政対策債及び町税等の減免による財源の不足に対応する歳入欠かん債を限度額まで措置しているところであります。

以上の財源計上によっても、不足する財源の最終的な調整については、財政調整基金の取り崩しをもって措置した結果、平成23年度山元町一般会計予算の歳入歳出総額は、220億6,000万円となり、対前年度当初予算と比較すると169億2,000万円、329.3パーセントの増となっております。

続きまして、各種特別会計の予算案について御説明を申し上げます。

議案第48号 平成23年度山元町国民健康保険事業特別会計予算（案）について申し上げます。

本会計につきましても、一般会計同様、平成23年度の暫定予算から、本予算への組み替えをするものであります。

歳出予算につきましては、保険給付費では、震災による医療費の一部負担金の免除に伴う費用を増額措置するものであり、一般会計への繰出金、退職者医療療養給付費交付金返還金及び償還金につきましては、前年度の精算に伴い措置するものであります。

また、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金及び介護納付金については、平成21年度の精算確定に伴い、それぞれ措置するものであります。

歳入予算につきましては、震災による税額免除に伴う、国民健康保険税の減額措置や一部負担金免除及び税額免除措置に係る災害臨時特例補助金の増額措置をするものであり、平成23年度山元町国民健康保険事業特別会計予算（案）の歳入歳出総額は22億7,000万円で、対前年度当初予算と比較すると2億4,000万円、11.7パーセントの増となっております。

議案第49号 平成23年度山元町後期高齢者医療特別会計予算（案）について申し上げます。

本会計につきましても、平成23年度の暫定予算から、本予算へ組み替えをするものであります。

歳出予算につきましては、前年度の精算に伴う一般会計に対する繰出金及び震災により保険料が減額になった方に対する還付金を措置するものであります。

また、歳入予算につきましては、前年度からの繰越金、及び後期高齢者連合会より震災による保険料の還付金相当分が交付されることから措置するものであり、平成23年度山元町後期高齢者医療特別会計（案）の歳入歳出総額は、1億7,000万円で、前年度当初予算と比較しますと200万円、0.9パーセントの減となっております。

議案第50号 平成23年度山元町介護保険事業特別会計予算（案）について申し上げます。

本会計につきましても、平成23年度の暫定予算から、本予算へ組み替えをするものであります。

歳出予算につきましては、保険給付費では、大震災によるサービス給付費の一部負担の免除に伴う影響を考慮して措置するとともに、平成22年度介護給付費・地域支援事業の精算による返還金を措置するものであります。

また、歳入予算につきましては、震災による第1号被保険者保険料及び、介護保険サービス利用料の減免措置に係る介護保険災害臨時特例補助金を増額措置するものであり、平成23年度山元町介護保険事業特別会計予算（案）の歳入歳出総額は、13億8,000万円で、前年度当初予算と比較しますと1億4,000万円、11.4パーセントの増となっております。

議案第51号 平成23年度亘理地域介護認定審査会特別会計予算（案）について申し上げます。

本会計におきましては、「亘理地域介護認定審査会を共同設置する規約」に基づき、亘理地域介護認定審査会を亘理町と共同運営いたしており、その運営にあたっては、幹事町を4会計年度ごとに交代することとしており、本年度から本町が幹事町となるため、

新たに設置するものであります。

本年度においては、震災に伴う新規申請や状態の変化による区分変更申請に迅速に対応できるような体制を取りつつ、歳出予算につきましては、介護認定審査会に要する経費を措置しております。

また、歳入予算につきましては、亘理町からの負担金及び一般会計繰入金を措置するものであり、平成23年度亘理地域介護認定審査会特別会計（案）の歳入歳出総額は、700万円となっております。

議案第52号 平成23年度山元町水道事業会計予算（案）について申し上げます。

初めに、収益的収入についてですが、災害復旧工事に要する国庫補助金、他会計補助金が増になったものの、大口需要者である企業等の給水収益の減、給水人口減に伴い、総額で前年度より6,000万円減の3億6,000万円、収益的支出では、大震災に伴う修繕費の臨時損失を計上したことにより前年度より9,000万円増の4億7,000万円を措置しております。

次に、資本的収支について申し上げます。

災害復旧工事費等の増により資本的収入では、総額で前年度より1億1,000万円増の1億1,800万円、資本的支出では9,000万円増の2億6,000万円を措置しております。

なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額、1億4,000万円は、運転資金として借り入れた企業債、並びに損益勘定留保資金等で補てんするものであります。

議案第53号 平成23年度山元町下水道事業会計予算(案)について申し上げます。

収益的収入では、下水道施設災害復旧工事に要する国庫補助金、他会計補助金等、総額で前年度より1億4,000万円増の6億9,000万円、収益的支出では、下水処理施設の損失に伴う繰延勘定償却費、修繕費等で4億6,000万円増の9億7,000万円を措置しております。

次に、資本的収支について申し上げます。

下水道管路災害復旧工事費等の増により資本的収入では、総額で前年度より4億4,000万円増の6億2,000万円、資本的支出では4億2,000万円増の9億5,000万円を措置しております。

なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額、3億3,000万円は、営業運転資金として借り入れた企業債、並びに損益勘定留保資金等で補てんするものであります。

次に、平成22年度各種会計の決算認定についてご説明申し上げます。

決算認定をお願いするに当たりましては、監査委員からの審査意見書、並びに事業ごとの成果資料も併せて提出いたしておりますのでご参照願います。

平成22年度の予算については、私が「再生・リフレッシュ」、「賑わいと活力の創造」の実現を目指し、6つの柱を核とした24の具体的な政策を掲げ、町長に就任して取り組んだ1年目の予算であり、財政の継続性と規律を堅持する一方、公約実現のため、役場組織の再構築を図りつつ、行財政改革を初め、事務・事業の見直しを行いながら、9つのプロジェクトを立ち上げ、積極的に実施に努めてまいったところであります。

認定第1号 平成22年度山元町一般会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

本会計の決算額は、歳入総額61億2,000万円、歳出総額は54億9,000万

円であり、歳入から歳出を差し引いた形式収支は、6億3,000万円の黒字決算となりました。

前年度と比較しますと、歳入で4.9パーセント増、歳出で0.5パーセントの減であります。翌年度に繰越すべき財源は5,000万円であり、これを差し引いた実質収支額は、5億8,000万円であります。

このうち、2分の1以上に相当する額の3億円について、地方自治法の規定に基づき財政調整基金への積立てをするものであります。

認定第2号 平成22年度山元町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

本会計の決算額は、歳入総額20億6,000万円、歳出総額は、19億6,000万円であり、差引では約1億円の黒字決算となりました。

前年度と比較しますと、歳入で8.7パーセント減、歳出で3.3パーセントの減であります。

決算剰余金のうち、2分の1以上に相当する額の5,000万円について、地方自治法の規定に基づき財政調整基金への積立てをするものであります。

認定第3号 平成22年度山元町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

本会計の決算額は、歳入総額1,700万円、歳出総額は、1,700万円であり、歳入歳出同額となっております。

なお、本会計につきましては、平成20年度から施行された後期高齢者医療制度への制度移行に伴い、本会計が従前の老人保健制度における医療給付費の遡及支払に対する清算のための特別会計として設置しておりましたが、その清算事務が概ね完了したことに伴い、剰余金の一般会計への繰出しによる精算を行った結果、平成22年度をもって本会計を廃止するものであります。

認定第4号 平成22年度山元町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

本会計の決算額は、歳入総額1億5,000万円、歳出総額は、1億4,900万円で、差引では約100万円の黒字決算となりました。

前年度と比較しますと、歳入で4.7パーセント増、歳出で4.6パーセントの増であります。

決算剰余金につきましては、翌年度に全額を繰越金として処理し、歳出予算において、一般会計への繰出金に措置しております。

認定第5号 平成22年度山元町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

本会計の決算額は、歳入総額12億4,000万円、歳出総額は12億円であり、差引では約4,000万円の黒字決算となりました。

前年度と比較しますと、歳入で4.0パーセント増、歳出で4.6パーセントの増であります。

決算剰余金につきましては、全額を地方自治法の規定に基づき財政調整基金への積立てをするものであります。

認定第6号 平成22年度山元町水道事業会計決算認定について申し上げます。

初めに、収益的収支について申し上げます。

収益総額は4億円、これに対する費用総額が3億9,000万円であり、差し引き400万円の純利益となりました。

これは、大震災に伴う水道料金債権放棄、修繕料等の費用増加が要因であります。資本的収支につきましては、支出総額1億6,000万円、これに対する収入は、1,000万円で、差引財源不足額の1億5,000万円は、内部留保資金及び、減債積立金並びに建設改良積立金で補てんしたところであります。

認定第7号 平成22年度山元町下水道事業会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

初めに、収益的収支について申し上げます。

収益総額は5億3,000万円、これに対する費用総額が8億6,000万円であり、差し引き3億2,000万円の純損失となりました。

これは、下水道施設の損失額を繰延勘定償却として計上したこと、及び下水道使用料債権放棄等の費用増加が要因であります。

資本的収支につきましては、支出総額5億円、これに対する収入は、1億4,000万円で、差引財源不足額の3億6,000万円は、内部留保資金及び運転資金として借り入れた企業債で補てんしたところであります。

続いて、新規条例議案及び一部改正条例議案について御説明申し上げます。

議案第42号については、山元町震災復興計画によるまちづくりを推進するにあたり、地区計画の作成手続きを定めるものであり、議案第43号については、大震災による寄附金等を有効に活用するため、基金の創設を提案するものであります。

議案第44号については、地方税法等の一部改正に伴い寄附金税額控除等の規定について改正するものであり、議案第45号については、大震災により被災した被保険者に係る国民健康保険税の減免基準が示されたことに伴い、減免基準等について改正するものであります。議案第46号については、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改定に伴い支給対象範囲について改正するものであります。

次に、同意議案及び諮問議案についてご説明申し上げます。

同意第1号から同意第3号については、固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めるものであり、諮問第1号については、人権擁護委員を推薦するにあたり議会の意見を求めるものであります。

以上、平成23年第3回山元町議会定例会に提出しております議案の概要についてご説明申し上げましたが、各議案の細部につきましては、さらに関係課長等に説明させていただきますので、宜しくご審議のうえ、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（佐藤晋也君）これで、提案理由の説明を終わります。

議長（佐藤晋也君）日程第4．請願第2号「JR常磐線山下駅・亘理間早期開通促進」に関する請願を議題とします。

紹介議員からの請願の趣旨説明を求めます。10番佐山富崇君登壇願います。

10番（佐山富崇君）はい。この請願につきましては、本議場におりますどなたもわかってらっしゃると、先ほどの町長の提案理由の説明にもありましたとおり、あの震災以来、人口が2,000人以上、パーセントで言えば本県の自治体の中で一番人口減ったというよ

うな状況にあるわけであります。そういう観点から、この請願に対しましては一日も早いJRの復旧・復興を願い、山下駅、山元町までまず電車を引っ張ってくると。それによって人口減をとめるということの願いであります。

請願書を朗読いたしまして、説明にかえさせていただきます。

「JR常磐線山下駅・亘理間早期開通促進」に関する件
要旨

平成23年3月11日、東日本大震災以降、多くの町民が町を離れております。仙台圏並びに仙南地区通勤・通学している私たちにとりましては、JR常磐線は命綱です。また、このまま復旧が遅れば遅れるほど山元町の人口減少に歯どめがかからず、山元町自体の復旧を阻害するものであります。

つきましては、現在亘理駅まで復旧しております常磐線を現存する山下駅まで、一刻も早く延伸していただきたく、住民の署名を添えて請願します。

地方自治法第124条の規定により請願いたします。

平成23年7月29日

提出者、住民の会がありますが、代表者といたしまして宮城県亘理郡山元町八手庭字北向13の4、岩佐徳義。

山元町議会議長 佐藤晋也殿

JR常磐線山下駅・亘理間早期開通促進に関する請願書

紹介議員といたしまして、菊地八朗議員、それに私佐山富崇でございます。

何とぞよろしくお願いをいたします。

議長（佐藤晋也君）これから紹介議員に対する質疑を行います。――質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（佐藤晋也君）質疑なしと認めます。

議長（佐藤晋也君）お諮りします。本請願については、山元町議会会議規則第91条第1項の規定により、東日本大震災災害対策調査特別委員会に付託し、審査することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）異議なしと認めます。よって、請願第2号については、東日本大震災災害対策調査特別委員会に付託し、審査することに決定しました。

議長（佐藤晋也君）以上で本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

次の会議は9月15日午前10時会議であります。

ご苦労さまでした。

午前11時00分 散 会